

仕 様 書

1 件名

名古屋市立大学院医学研究科におけるリバースプロキシ機器の購入

2 品名

名古屋市立大学院医学研究科におけるリバースプロキシ機器

3 購入物件の機器構成等

本仕様書に基づき購入契約を締結するもの（以下「乙」という。）は、「7 仕様詳細」に示された仕様を満たす機器等を、公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）に納入すること。

4 納入期限

令和6年9月30日までとする。なお、詳細は別途協議するものとする。

5 納入場所

名古屋市瑞穂区瑞穂町宇川澄1番地

名古屋市立大学大学院医学研究科 情報管理・教育センター

6 搬入条件

(1) 搬入

乙は、契約締結日以後、甲が指定する日までに購入物件を搬入しなければならない。
この搬入に要する費用は、乙の負担とする。

(2) その他

購入物件の梱包材等、甲が不要と判断する機器の添付品等、不要となったものについては、乙において引き取ること。

7 仕様詳細

リバースプロキシ機器及びその設置に係る作業は以下の仕様を満たすこと。

(1) リバースプロキシサーバ

- ・ Blue Coat SG-S200-20 Proxy Edition 相当以上の性能を有すること。
- ・ アプライアンス製品であること。
- ・ 独自 OS であること。
- ・ リバースプロキシ機能を有すること。
- ・ 19 インチラックマウント型であること。
- ・ メインメモリは、8 GB 以上であること。
- ・ 10/100/1000 Mbps イーサネットを2ポート以上有すること。
- ・ Web ブラウザで設定・管理が可能なこと。また、設定・管理に対するアクセス制限を

IP アドレス、ユーザ毎に指定が可能なこと。

- ssh でコマンドラインでの操作が可能なこと。また、設定・管理に対するアクセス制限を IP アドレス、ユーザ毎に指定が可能なこと。
- SNMP に対応していること。またメールでの通知が可能なこと。
- スループットが25 Mbps 以上であること。

(2) 作業

- 現行機器のデータ・設定を移行すること。移行内容・移行方法については甲と協議の上決定すること。
- 現行の Web サーバと連携してサービスを提供すること。
- リバースプロキシ対象の 1 システムへユーザがアクセスする際に ID、パスワードによる認証機能を新規追加すること。実装方法については甲と協議の上決定すること。また認証に外部認証サーバ等が必要な場合は本契約に含めること。外部認証サーバが必要な場合は甲にて Red Hat Enterprise Linux 8 を 1 台提供することを可能とする。
- 切替作業は 9 月 15 日とする。また予備日を 9 月 22 日とする。この日程での作業ができない場合については、甲と協議の上決定する。
- 既設ネットワークと一体化して正常に動作するよう、ルーティング情報の交換 及びネットワークの冗長構成、トラヒック分散等の環境設定を甲の指示により行うこと。これに伴い、既設の基幹スイッチ等の通信機器の環境設定を変更する作業が必要な場合は本契約に含めること。
- 既設監視サーバで監視できる環境を設定すること。監視レベルは、甲と協議の上決定すること。
- 切替作業完了の翌営業日に動作確認のため、半日程度の立会をすること。
- 切替後、現行機器等を解体し、甲が別途指示する場所へ甲が別途指示する期日までに撤去すること。これらの作業に要する費用や各種部材は本契約に含めること。

8 購入物件の据付調整等

乙は、上記 4 の納入期限までに、購入物件を使用できる状態に調整の上、甲に引き渡さなければならない。具体的な据付調整作業については別紙 1 の「据付調整作業等仕様書」に従うこと。

9 検査

- (1) 購入物件の据付調整の完了により、購入物件の本稼働が可能となる時点において、甲が検査を行う。
- (2) 検査において合格と認められないときは、乙は甲が指定する期日までに正常な物品への取替え等を乙の負担において行い、再度検査を受けること。

10 保証

購入物件のメーカー保証期間中において故障が発生したとき、乙は速やかに故障の状況に応じて部品の交換や代替機器との取替え等は無償で行うこと。

また、リコール等機器やそれを構成する部品に重大な瑕疵が発生発見されたときは、メーカー保証期間内であるかどうか、また、現に障害が発生しているか否かにかかわらず、必要に応じて部品の交換や代替機器との取替え等は無償で行うこと。

11 スケジュール

	令和6年									
	7月		8月		9月		10月			
	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬
機器調達										
設計										
構築										
切替作業										
本番稼働										

12 前提条件

- (1) 乙は本業務を履行し得る十分な人的条件を整え誠実に受託内容を履行すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、甲の担当者と十分な協議をすること。
- (3) 打ち合わせ及び会議の議事録は、原則乙が作成し、その内容については甲の承認を得ること。
- (4) SSL 証明書は甲で用意する。

13 成果物の提出

- (1) 乙は、上記7に係る成果物として、以下に示す資料等を甲に納品するものとする。
 - ・ 議事録
 - ・ 作業計画書
 - ・ 詳細設計書
 - ・ 機器設置情報書
 - ・ 試験報告書
 - ・ 運用手順書
- (2) 成果物は全て甲の所有とし、甲の承諾なしに使用及び公表してはならない。

14 その他

- (1) 契約締結後、仕様等を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上変更できるものとする。
- (2) 乙は、本契約による業務を遂行するにあたり、別紙2「情報取扱注意項目」、別紙3「談合その他の不正行為に係る特約条項」、別紙4「障害者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (3) この仕様書に定めるものの他、名古屋市立大学契約規程その他関係法規に従うこと。また、仕様書に記載のない事項については、適宜甲との協議に応ずること。
- (4) 乙は、甲の敷地内及び周辺道路において喫煙しないこと。
- (5) 乙は、本業務を遂行する上で不明な事項については、全て甲に報告するとともに、この仕様書のほか甲の指示に基づき、協議して進めるものとする。

据付調整作業等仕様書

購入物件の据付調整等作業は、1から6の手順により行う。また、事前調整、搬入、設置、設定、環境移行、動作確認のほか、機器等の解体及び撤去に関し、医学研究科情報管理・教育センター業務委託受託業者（以下「関係受託業者」という。）と十分協議のうえ本学の指示に従うこと。

なお、本作業（旧機器の撤去、設置工事、電源工事及び設備の変更（契約電力の変更は除く）に係る費用は、全て納入業者の負担とする。

1 事前調整

購入物件の搬入及び据付け条件、既設配線の状況、既存機器等の動作設定を調査・確認し、本学及び関係受託業者に事前相談・報告すること。また、その結果、仕様書の「7 仕様詳細」に示す要件及び付帯設備の変更が必要な場合は、別途本学の事前承認を得ること。

2 設置場所への搬入、設置等

本学が別途指示する設置場所に搬入し、以下の据付け、結線等の作業を実施すること。また、付帯設備の変更が必要となる場合は、別途本学の事前承認を得ること。

(1) ネットワーク環境設定

購入物件が既設ネットワークと一体化して正常に動作するよう、ルーティング情報の交換及びネットワークの冗長化構成、トラヒック分散等の環境設定を本学の指示により行うこと。これに伴い、既設の基幹スイッチ等の通信機器の環境設定を変更する作業が必要な場合、本契約に含むものとする。

なお、本設定作業においては、既存ネットワークを10分以上停止することなく行うものとする。

(2) 既設通信機器に関する設定変更及び移設作業を行うこと。

(3) 監視ソフトウェアのセットアップ

監視サーバ側で監視できる環境を設定すること。

監視レベルは、現行ネットワーク監視レベル以上とする。現在の監視レベルの確認は、本学と十分な協議の上、必ず行うこと。

(4) (1)から(3)以外に別途設定が必要な場合、本学の指示に従い設定を変更すること。

3 解体・撤去

上記2の作業と併せて、既存機器等を解体し、本学が別途指示する場所へ本学が別途指示する期日までに撤去すること。これらの作業に要する費用や各種部材は、すべて落札者の負担とする。

4 設定

購入物件と既存使用機器等と接続し、本学及び関係受託業者が管理する医学部 LAN の環境下で正常動作するよう設定を行うこと。サーバを含む既設機器に設定が必要な場合は、正常に動作するように設定を行うこと。設定にあたっては、本学及び関係受託業者と十分協議のうえ作業を行うこと。

上記のほか、別途設定が必要な場合は、本学の指示に従い設定を変更すること。

5 事前調整、設定の作業場所

事前調整、設定は、本学の指示する作業場所で行うこと。

6 動作確認

購入物件の機器等が単体及び全体において、すべて正常に使用可能な状態となるよう調整し、動作を確認すること。

なお、動作確認にあたっては本学及び関係受託業者と十分協議のうえ行うこと。

7 納品物

据付調整作業の完了時において、下記の納品物を提出すること。

- ・ 議事録
- ・ 作業計画書
- ・ 詳細設計書
- ・ 機器設置情報書
- ・ 試験報告書
- ・ 運用手順書

情報取扱注意項目

(別紙2)

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例(平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)、名古屋市個人情報保護条例(令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。)その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報(公立大学法人名古屋市立大学(以下「甲」という。))が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。)の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報(保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了(契約を解除した場合を含む。以下同じ。)後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報(名古屋市情報あんしん条例施行細則(平成16年名古屋市規則第50号)第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。)の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託(以下「再々委託」という。)させてはならない。ただし、再々委託することによむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物(甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る甲の解除権)

第1条 公立大学法人名古屋市立大学(以下「甲」という。)は、請負人(以下「乙」という。)がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法(明治40年法律第45条)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、公立大学法人名古屋市立大学契約規程(平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第78号)(以下「契約規程」という。)第41条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 乙がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は、請負金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規程第43条第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違法行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。

(2) 前条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。

2 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。